蕨市街なか防犯カメラ運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、市が街なかにおいて防犯等の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）防犯カメラ　一定の場所に常設される映像機器及びこれに付属する機器で構成されたものをいう。

（２）画像　防犯カメラによって録画した映像をいう。

（防犯カメラ管理責任者等）

第３条　防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、安全安心推進課長をもって充てる。

２　管理責任者を補佐するため、防犯カメラ管理取扱者を置くものとし、安全安心推進課の防犯担当職員をもって充てる。

（防犯カメラ設置等に係る措置）

第４条　管理責任者は、防犯カメラを設置するに際し、次の措置を講じなければならない。

（１）市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域は道路等の公共空間とし、特定の個人、建物等を監視することがないよう十分配慮すること。

（２）防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

（画像の保管等）

第５条　管理責任者は、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

（１）画像は、撮影時のままで保管すること。

（２）画像の保管期間は、３０日以内とする。

（３）画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。ただし、記録媒体を破棄する場合は、破砕の上、破棄するものとする。

（４）記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。

（５）画像を画像表示機器に再生するときは、管理責任者が指定した場所で、管理責任者又は管理責任者から許可を受けた者が行うこと。

（６）記録媒体を設置した場所以外へ持ち出すことは、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合を除き、禁止すること。

（７）前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等を防止すること。

（目的外利用及び外部提供）

第６条　管理責任者は、画像及び記録媒体の内容を設置目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために利用又は提供（以下「利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

（１）法令に定めがあるとき。

（２）人の生命、身体又は財産を守るため、緊急の必要性があるとき。

２　管理責任者は、画像又は記録媒体を目的外のために利用等をしたときは、次の各号に掲げる事項を記録保存しておかなければならない。

（１）利用等の日時

（２）利用等の目的

（３）利用し又は提供される者

（４）利用等をする画像の範囲

（苦情処理）

第７条　管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を執らなければならない。

（委任）

第８条　この基準に定めのない事項については、管理責任者が別に定める。

附　則

この基準は、平成２９年１０月１日から施行する。